



平成 30 年 2 月 26 日

各位

会社名 株式会社 千趣会
代表者名 代表取締役社長 星野 裕 幸
(コード番号：8165 東証 第一部)
問合わせ先 取締役執行役員 経営企画担当
内藤 剛志
(TEL 06-6881-3220)

**第三者割当増資による優先株式の発行、定款の一部変更、
優先株式の発行にかかる資本金及び資本準備金の額の減少、
資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分、役員の異動、
自己株式取得並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動の予定、
並びに資金用途の変更に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 2 月 26 日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、次の①から⑦までの各事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- ① 平成 30 年 3 月 29 日開催予定の第 73 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において必要な承認及び本定款変更（下記②に定義します。）に係る議案の承認が得られることを条件として、REVIC パートナーズ株式会社が無限責任組合員として運営管理する地域中核企業活性化投資事業有限責任組合（以下「割当先」といいます。）との間で、投資契約書（以下「本投資契約」といいます。）を締結し、第三者割当の方法により総額 25 億円の A 種優先株式（以下「A 種優先株式」といいます。）及び総額 45 億円の B 種優先株式（以下「B 種優先株式」といいます。）を併せて「本優先株式」といいます。）を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。詳細については下記「Ⅰ. 本第三者割当増資について」をご参照ください。）
- ② 本定時株主総会において必要な承認が得られることを条件として、本優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。詳細については下記「Ⅱ. 定款の一部変更について」をご参照ください。）
- ③ 本定時株主総会において必要な承認が得られること、及び本第三者割当増資の効力が生じることを条件として、平成 30 年 4 月 13 日を効力発生日として、本優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入れに伴う資本金及び資本準備金増加分につき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えること（以下「本優先株式の発行にかかる資本金の額及び資本準備金の額の減少」といいます。詳細については下記「Ⅲ. 優先株式の発行にかかる資本金の額及び資本準備金の額の減少について」をご参照ください。）
- ④ 本第三者割当増資の効力が生じることを条件として、割当先が指名する者を 1 名ずつ当社の社外取締役及び社外監査役にそれぞれ選任すること（詳細については下記「Ⅳ. 役員の異動について」をご参照ください。）
- ⑤ 本定時株主総会において必要な承認が得られることを条件として、これまでの欠損を填補し今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保し、将来の剰余金の配当や自己株式取得等の株主還元策が実現できる状態にすることを目的として、平成 30 年 3 月 29 日を効力発生日として、会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本準備金の額を減少しその他資本剰余金に振り替えるとともに利益準備金の額を減少し繰越利益剰余金に振り替え、さらに、会社法第 452 条の規定に基づき、振替後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損を填補すること（以下「本資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分」といいます。詳細については下記「Ⅴ. 本資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について」をご参照ください。）

- ⑥ 本優先株式の発行にかかる資本金の額及び資本準備金の額の減少、並びに、本資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の効力が生じることを条件として、当社は自己株式の取得を行い、当社の筆頭株主であり資本業務提携先であるJ. フロント リテイリング株式会社(以下「JFR」といいます。)はそれに応じること(詳細については下記「VI. 自己株式取得並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動の予定について」をご参照ください。)
- ⑦ 平成27年4月17日付「J. フロント リテイリング株式会社との資本業務提携、第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にて開示いたしました「調達する資金の具体的な用途」を変更すること(以下「本資金用途の変更」といいます。詳細については下記「VII. 資金用途の変更について」をご参照ください。)

I. 本第三者割当増資について

1. 募集の概要

(1) A種優先株式発行の概要

(1) 払 込 期 日	2018年3月30日
(2) 発 行 新 株 式 数	A種優先株式5株
(3) 発 行 価 額	1株につき5億円
(4) 調 達 資 金 の 額	25億円
(5) 募集又は割当方法 (割 当 先)	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に対する第三者割当方式
(6) 当 初 転 換 価 額	547円。なお、A種優先株式には普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますが、本投資契約において、行使条件が当社に本投資契約に定める義務の違反があった場合や本投資契約に規定する当社の表明及び保証に違反があった場合など、一定の事由が生じた場合に限定されているため、当社普通株式の希薄化の影響が限定されることとなります。
(6) 優 先 配 当	1株につき5億円に年率8%を乗じた金額
(7) そ の 他	詳細は別紙I「A種優先株式発行要項」をご覧ください。 A種優先株式の発行は、本定時株主総会において、本優先株式の発行に伴う定款の一部変更に係る議案、及び本優先株式の発行に係る議案の承認が得られることを条件としております。

(2) B種優先株式

(1) 払 込 期 日	2018年3月30日
(2) 発 行 新 株 式 数	B種優先株式9株
(3) 発 行 価 額	1株につき5億円
(4) 調 達 資 金 の 額	45億円
(5) 募集又は割当方法 (割 当 先)	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に対する第三者割当方式
(6) 転 換 価 額	547円
(6) 優 先 配 当	なし
(7) そ の 他	詳細は別紙II「B種優先株式発行要項」をご覧ください。 B種優先株式の発行は、本定時株主総会において、本優先株式の発行に伴う定款の一部変更に係る議案、及び本優先株式の発行に係る議案の承認が得られることを条件としております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集に至る経緯及び目的

当社は「ウーマン スマイル カンパニー（女性を笑顔にする会社）」として、設立以来一貫して、女性の一生を通じ、就職や結婚、出産など、さまざまなライフステージに寄り添ったビジネスを展開しており、主な事業としては、通信販売事業、ブライダル事業、子育て支援事業などを営んでおります。特に通信販売事業であるベルメゾン事業は「女性に寄り添うマインド・女性に対する理解」「女性のニーズを商品化・サービス化する力」を背景に、オリジナル商品を主として衣料、雑貨、家具など幅広いラインナップの商品を取り扱い、カタログ通信販売会社として幅広い年代の女性に支持されてまいりました。一方、通信販売事業の業界環境につきましては、EC化がさらに進む傾向にあり、大手ECモールの市場占有率の拡大、カテゴリーキラーの台頭など、競争が激化しております。

このような経営環境の変化に対応すべく当社ではカタログを削減し、カタログを主軸とするカタログ通信販売事業体から、ECを主軸とするネット通信販売事業体への事業構造転換等を図ってまいりましたが、ベルメゾン事業でのカタログの販売力低下による売上の減少をECでの販売強化施策では補いきれず、平成29年7月21日に平成29年12月期の業績予想の大幅な下方修正を行いました。当社ではこのような状況を打破するため、平成29年10月27日に「千趣会グループ中期経営計画2018～2020」（以下「新中期経営計画」といいます。）を策定し、平成29年12月期を再成長のための土台となる期と位置づけ徹底的な構造改革を行った結果、ベルメゾン事業を主とする減損損失54億円、在庫管理方針の見直しに伴うものを含む商品評価損20億円、人員合理化、拠点集約等の事業構造改革費用19億円などを計上し、平成29年12月期の連結での営業損失42億円、経常損失42億円、親会社株主に帰属する当期純損失110億円と大幅な損失計上をすることとなり、連結純資産は415億円と前連結会計年度末と比べ110億円減少するに至りました。

新中期経営計画では、ベルメゾン事業については平成30年12月期は引き続き規模を追わず売上高を減少させつつも、徹底的なコストダウンを行うことにより赤字体質を脱却することを目指します。その上で「専門性のある商品を提供すること」「専門店単位でビジネスモデルを構築すること」「専門店単位で事業管理すること」を目指した専門店集積型事業へと変革し、専門店化による再拡大、並びに通信販売事業とブライダル事業など複数の事業間における相互送客及び共同商品開発等のシナジーの発現により平成31年12月期以降の再成長を図ってまいります。また、ブライダル事業や子育て支援等の通信販売事業以外の事業は現在も堅調に推移しており、引き続き堅調に伸ばしていきたいと考えております。

これらの新中期経営計画の実現に向け、通信販売事業では、ベルメゾン事業の専門店化構想の実現に向けた複数店舗のECを同一環境・システム基盤で実現するECプラットフォームの構築、カタログの絞り込み等によるコストダウンを行う中で利益成長を実現していくためには顧客応答や商品発注業務等へのAI技術等の導入による販売効率の改善、スマートフォン・アプリの充実等によるカタログ以外の媒体を経由した受注の拡大、等に資するシステムへの投資が必要となります。また、通信販売事業以外の事業では、ブライダル事業、子育て支援事業などの女性関連事業を拡大し、「ウーマン スマイル カンパニー」として女性を支えつつ、事業（コト売り事業）と通信販売事業（モノ売り事業）との相互送客、共同商品開発、コンテンツの提供等といったシナジー追及を短期間で実行していく必要があります。そのためには、それらの事業を既に展開している企業を早期に発掘しM&Aを含む資本業務提携を迅速かつ柔軟に実行していく必要があります。

このような状況下において、当社では、①当社の事業目的及び経営方針を深くご理解いただける投資家、②当社の新中期経営計画に賛同しそれらの計画を資金面及び人材面で総合的に協力いただける投資家、③既存の株主への負担をできる限り軽減できる手法での投資が可能な投資家とパートナーシップを組むことにより、新中期経営計画の達成をより確実なものとし、より高い成長の実現を目指すことを目的に複数の投資家候補と協議を行った結果、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に第三者割当の手法により本優先株式を発行することが、財務基盤の安定化と、新中期経営計画に必要な投資資金等の確保をしつつ、新中期経営計画の達成確度をより高めるための最善の方法であると判断し、本日の取締役会において、本優先株式の発行を決議いたしました。

(2) 本優先株式による資金調達をする理由

当社は、既存株主への影響を配慮しつつ、新中期経営計画のより確実な実行に資する調達手法であること及び財務基盤の安定化に資する調達手法であることを条件に、さまざまな資金調達手法を検討して参りました。その結果、①前述のとおり資金調達の目的が財務基盤の安定化と、新中期経営計画に必要な多額の資金を確実に確保しつつ新中期経営計画の達成確度をより高めることであること、②当社の現在の財務状況及び財務政策を考慮すると、多額の資金を負債性の資金で調達した場合、利払い負担の増加による会社業績への影響や負債比率の増加により、財務内容が悪化し、今後の資金調達の柔軟性確保へ悪影響を与えることが懸念されること、などから金融機関からの借入れや社債発行などによる調達は望ましくないと考え、資本金の資金を第三者から調達し、割当先との間でパートナーシップを構築しつつ新中期経営計画を実践していくことが適切であると判断致しました。

そうした状況下で前述の通り複数の投資家候補と協議を行った結果、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合の業務運営者である REVIC パートナース株式会社より本優先株式の引受けについての提案がありました。当社は、REVIC パートナース株式会社からの提案内容を慎重に検討した結果、①今回の発行予定額が当社の発行済株式の時価総額と比較して多額であるため普通株式による資金調達の実施は、大幅な希薄化を直ちに伴い、既存株主の株主価値を損ないかねないことから適切ではないと考えられること、②優先株式の発行は、普通株式の即時の希薄化を抑制しつつ、今後の成長戦略の中で設備投資資金や周辺事業拡大の為に必要な投資資金を確実に調達し、財務体質の安定化も図ることができることなどから本優先株式による増資が最適であると判断いたしました。

(3) 本優先株主による金銭対価の取得請求について

A 種優先株式を有する株主（以下「A 種優先株主」といいます。）による金銭を対価とする取得請求権の行使に関しては、本投資契約において、下記のいずれかの事由が発生した場合に限定されています。なお、A 種優先株式の取得価額は、1 株当たりの払込金額に取得日までの A 種優先累積未払配当金の額（但し、A 種優先株式の発行要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。

- (i) 2021 年 3 月 30 日が経過している場合
- (ii) 当社に本投資契約に定める義務の違反があった場合（本投資契約に定める義務の主な内容は下記（5）に記載）
- (iii) 本投資契約に規定する当社による表明及び保証に違反があった場合

B 種優先株式を有する株主（以下「B 種優先株主」といい、A 種優先株主と併せて以下「本優先株主」といいます。）による金銭を対価とする取得請求権の行使に関しては、本投資契約において、下記のいずれかの事由が発生した場合に限定されています。なお、B 種優先株式の取得価額は、金銭対価取得請求権取得日が 2022 年 2 月 28 日まで（当日を含む。）であれば、(i) 当初払込金額及び(ii) 当初払込金額に払込期日（当日を含む。）から金銭対価取得請求権取得日（当日を含む。）までの期間に対して年率 8%（事業年度ごとの複利計算とし、事業年度ごと 1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。）の利率で計算される金額（円位未満小数第 1 位まで計算し、その小数第 1 位を四捨五入する。）の合計額とし、金銭対価取得請求権取得日が 2022 年 3 月 1 日以降（当日を含む。）であれば、当初払込金額と同額とされています。

- (i) 2022 年 3 月 1 日が到来している場合
- (ii) 当社に本投資契約に定める義務の違反があった場合（本投資契約に定める義務の主な内容は下記（5）に記載）
- (iii) 本投資契約に規定する当社による表明及び保証に違反があった場合

(4) 本優先株式発行による当社普通株式の希薄化について

本優先株主による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に関する規定が設けられており、当該請求に基づき当社普通株式の交付がなされた場合には、当社普通株式について一定の希薄化が生じることがあります。しかしながら、本優先株式については、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加に伴う希薄化を極力抑制するために、以下に掲げる措置を講じております。

① 当社普通株式を対価とする取得請求の制約について

A種優先株主による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に関しては、本投資契約において、下記のいずれかの事由が発生した場合に限定されています。基本的には、割当先はA種優先株式については主として金銭による償還を想定しているとのことであるため、割当先による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使が認められるのは、極めて例外的な場合に限定されております。

- (i) 当社に本投資契約に定める義務の違反があった場合（本投資契約に定める義務の主な内容は下記（5）に記載）
- (ii) 本投資契約に規定する当社による表明及び保証に違反があった場合
- (iii) 割当先がA種優先株式発行要項第14項に定める金銭対価の取得請求権を行使したとしても、割当先が保有しているA種優先株式の全てについて金銭を対価として当社が取得できない場合
- (iv) 割当先がB種優先株式発行要項第14項に定める金銭対価の取得請求権を行使したとしても、割当先が保有しているB種優先株式の全てについて金銭を対価として当社が取得できない場合

B種優先株主による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に関しては、本投資契約において、下記のいずれかの事由が発生した場合に限定されています。基本的には、割当先はB種優先株式については主として普通株式を対価とする取得請求権の行使による転換を想定しているとのことです。

- (i) 2020年3月30日が経過している場合
- (ii) 当社に本投資契約に定める義務の違反があった場合（本投資契約に定める義務の主な内容は下記（5）に記載）
- (iii) 本投資契約に規定する当社による表明及び保証に違反があった場合
- (iv) 割当先がA種優先株式発行要項第14項に定める金銭対価の取得請求権を行使したとしても、割当先が保有しているA種優先株式の全てについて金銭を対価として当社が取得できない場合
- (v) 割当先がB種優先株式発行要項第14項に定める金銭対価の取得請求権を行使したとしても、割当先が保有しているB種優先株式の全てについて金銭を対価として当社が取得できない場合

② 転換価額の下限の設定

A種優先株式の当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に基づき当社が割当先に交付する当社普通株式の当初転換価額は547円であり、当初転換価額で取得請求権が行使された場合、4,570,380株（本優先株式発行前の発行済普通株式数の8.75%（小数点以下第3位を四捨五入。以下同じ））の普通株式が交付されます。転換価額は、2018年9月30日及びそれ以降の6か月毎の応当日（転換価額修正日。応当日が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の取引日でない場合には翌取引日とする。）に、転換価額修正日における時価（修正後転換価額。転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日（東京証券取引所市場第一部における終値（以下「終値」といいます。）のない日を除く。）の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。））に修正されます。但し、修正後転換価額が当初転換価額の50%（下限転換価額）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とします。そのため、仮に本優先株式の発行後に当社の株価が下落した場合であっても、転換価額の下限が一定額に固定されているため、一定以上の希薄化は抑制されることとなります。下限転換価額で取得請求権が行使された場合、9,140,765株（本優先株式発行前の発行済普通株式数の17.50%）の普通株式が交付されます。ただし、A種優先配当に未払いの金額が存在する場合、当該未払い優先

配当額の全てが払込金額に加算され交付する当社普通株式の数が決定されるため、未払いの A 種優先配当額が増加すればそれに応じ発行される当社普通株式の数も増加することになります。そのため、仮に 1 事業年度の A 種優先配当額 2 億円の全てが未払いであった場合、上記株式数に加え、当初転換価額の場合は 365,630 株（本優先株式発行前の発行済普通株式数の 0.70%）、下限転換価額の場合は 731,260 株（本優先株式発行前の発行済普通株式数の 1.40%）の当社普通株式が交付されることとなります。

B 種優先株式の当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に基づき当社が割当先に交付する当社普通株式の転換価額は 547 円であり、当該転換価額で取得請求権が行使された場合、8,226,684 株（本優先株式発行前の発行済普通株式数の 15.75%）の普通株式が交付されます。B 種優先株式は転換価額の修正条項が付されていないため、これ以上の希薄化は発生しない仕組みとなっております。

③ 金銭を対価とする取得条項

A 種優先株式につきましては、当社は、2021 年 3 月 30 日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、A 種優先株主の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えに A 種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされ、当社はその選択により金銭を対価として A 種優先株式を取得することが可能となっております。A 種優先株式の取得価額は、1 株当たりの払込金額に取得日までの A 種優先累積未払配当金の額（但し、A 種優先株式の発行要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。

B 種優先株式につきましては、当社は、2022 年 3 月 30 日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B 種優先株主の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えに B 種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされ、当社はその選択により金銭を対価として B 種優先株式を取得することが可能となっております。B 種優先株式の取得価額は、1 株当たりの払込金額と同額となります。

④ 議決権

A 種優先株主及び B 種優先株主は株主総会における議決権を有さず、当社普通株式の株主の議決権の希薄化に配慮した設計としております。

(5) 割当先との本投資契約における合意について

当社は、割当先との本投資契約において、主に次に掲げる事項を遵守することとしております。

① 財務制限条項

当社単体について

- (i) 2019 年 12 月期（当該事業年度を含みます。）以降、各事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額を、2018 年 12 月期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額又は直前の事業年度末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額のいずれか高い金額の 75%以上に維持するものとします。
- (ii) 2018 年 12 月期（当該事業年度を含みます。）以降、各事業年度の末日における直前の 12 か月の単体の経常損益が、2 期連続して損失とならないようにするものとします。
- (iii) 2018 年 12 月期（当該事業年度を含みます。）以降、各事業年度の末日及び各四半期会計期間の末日の直前 3 か月（当該末日を含む月を含みます。）の単体の月末棚卸資産

残高の平均を、同期間の単体の売上高の平均で除した値が2四半期連続して3.0を超えないものとします。

- (iv) 2018年12月期(当該事業年度を含む。)以降、各事業年度の末日における単体の貸借対照表に記載される単体有利子負債の合計金額から現金及び預金を控除した金額が、単体の損益計算書上に記載される当期純損益及び減価償却費の合計金額の5.0倍に相当する金額を2期連続して超えないものとします。

当社連結について

- (i) 2019年12月期(当該事業年度を含みます。)以降、各事業年度の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額から新株予約権、非支配株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額を、2018年12月期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額から新株予約権、非支配株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額又は直前の事業年度末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額から新株予約権、非支配株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額のいずれか高い金額の75%以上に維持するものとします。
- (ii) 2018年12月期(当該事業年度を含みます。)以降、各事業年度の末日における直前の12か月の連結の経常損益が、2期連続して損失とにならないとするものとします。
- (iii) 2018年12月期(当該事業年度を含みます。)以降、各事業年度の末日及び各四半期会計期間の末日の直前3か月(当該末日を含む月を含みます。)の連結の月末棚卸資産残高の平均を、同期間の連結の売上高の平均で除した値が2四半期連続して2.5を超えないものとします。
- (iv) 2018年12月期(当該事業年度を含みます。)以降、各事業年度の末日における連結の貸借対照表上に記載される連結有利子負債の合計金額から現金及び預金を控除した金額が、連結の損益計算書上に記載される親会社株主に帰属する当期純損益及び減価償却費の合計金額の5.0倍に相当する金額を2期連続して超えないものとします。

② 分配可能額確保義務

- (i) 2018年12月期(当該事業年度を含みます。)以降、法令等において認められる範囲内で、かつ、本投資契約に従い認められる範囲内で、常に分配可能額を7,000百万円に、
 - (i-i) A種優先株式発行要項に定める、累積未払A種優先配当金、前事業年度未払A種優先配当金及び当事業年度未払A種優先配当金、並びに、(i-ii) 4,500百万円に本優先株式の発行日からB種優先株式発行要項に定める金銭対価取得請求権取得日までの期間に対して年率8%(事業年度ごとの複利計算)の利率で計算される金額(但し、2022年3月1日以降は、当該金額を除きます。)の合計額を加算した金額(但し、本優先株式を金銭対価にて取得した場合、支払対価相当額を除きます。)を維持するものとします。
- (ii) 当社は法令等において認められる範囲内で、かつ、本投資契約に従い認められる範囲内で、(ii-i) 本優先株式に係る取得価額の支払いを行うものとし、(ii-ii) A種優先配当金及び本優先株式に係る取得価額の支払原資を確保するために必要とされる一切の措置を行うものとし、(ii-iii) 当社のグループ会社をして、当社によるかかる資金の確保に必要な一切の措置を行わせしめるものとします。

③ 配当に関する義務

- (i) 当社は法令等及びA種優先株式発行要項に従い、法令等及びA種優先株式発行要項において認められる範囲内において、割当先に対し、2018年4月末日以降の毎年6月末日と12月末日の年2回を基準日として、当該基準日から3か月以内の日(以下「配当日」といいます。)に、A種優先配当金の支払いを行うものとします。
- (ii) 当社はA種優先配当金の支払いに関連して、以下の各号を遵守します。

- (ii-i) 当社はA種優先株式の株主である割当先に対し、上記(i)に定める基準日から2か月以内に、当社の最新の監査済財務諸表に基づいて算定される分配可能額及び配当日に支払われるA種優先配当金の額並びにそれらの算定根拠を書面で報告します。
- (ii-ii) 当社は配当日においてA種優先配当金の金額の満額が支払われない場合、A種優先株式の株主である割当先に対し、上記(i)に定める基準日から2か月以内にその理由について書面で報告します。

④ 割当先への事前協議事項

当社が以下の事項を行うために取締役会又は株主総会に議案を上程する場合、割当先の事前の書面による同意を必要とするものとします。

- (i) 本優先株式の内容を変更する定款の変更
- (ii) 当社の株式の発行（自己株式の処分を含みますが、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の行使により株式を発行する場合、及び取得請求権付株式又は取得条項付株式を取得すると引換えに株式を交付する場合は除きます。）
- (iii) 新株予約権等の発行又は付与（但し、適切な行使条件と割当先が認める条件で発行される新株予約権で、当社又は当社の子会社の役職員又はアドバイザーに対して発行されるものについては、発行済みの新株予約権の目的株式数が当社の発行済株式総数の5%を超えることとならない範囲に限り、除きます。）
- (iv) 前2号以外の割当先の持株比率又は議決権保有割合を減少させる効果を持つ行為
- (v) 合併、株式交換、株式移転、事業譲渡、事業譲受、会社分割、その他の企業結合又は第三者との資本提携並びに事業の廃止
- (vi) 当社の総株主の議決権の過半数を第三者が取得することとなるおそれのある行為
- (vii) 自己株式の買受けその他一切の取得（買受その他取得金額の総額が累計75億円を超える議案、及び当該議案が決議された場合それ以降の議案に限り、）資本金又は資本準備金の額の増加（但し、株式等の発行に伴う資本金又は資本準備金の増加は除きます。）又は減少
- (viii) 解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立
- (ix) 残余財産の分配
- (x) 当社又は当社の子会社による投資金額が1件あたり10億円を超える投資

⑤ 取締役及び監査役の名指

- (i) 割当先は、当社の社外取締役を1名又は2名及び社外監査役を1名指名するものとします。
- (ii) 割当先が指名する取締役及び監査役が辞任、解任又は職務執行不能により退任した場合は、割当先が後任を指名する権利を有するものとします。
- (iii) 割当先が指名する取締役及び監査役については、割当先のみが解任に関する決定を行うことができるものとします。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	7,000,000,000円
② 発行諸費用の概算額	275,000,000円
③ 差引手取概算額	6,725,000,000円

※発行諸費用の概算額のうち主なものは、登記関係費用、弁護士費用及びファイナンシャル・アドバイザー費用等であり、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① ベルメゾン事業の専門店化構想を支えるECプラットフォーム構築等に係るシステム投資	3,500	平成30年4月～平成32年12月
② ブライダル事業、子育て支援事業の拡大、通信販売事業とのシナジー創出に向けた新規投資	3,225	平成30年7月～平成32年12月

※調達資金は実際に支出するまで銀行口座で管理いたします。

上記に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

- ① 新中期経営計画で掲げておりますベルメゾン事業の専門店集積型事業への転換を実現、加速させるために、基盤となるECプラットフォームの構築、顧客応答や需要予測及び商品発注等へのAI等新技術の導入、専門店特化型のスマートフォン・アプリケーション開発等の新システム開発資金に充当する予定でございます。
- ② ブライダル事業、子育て支援事業等のサービス事業（コト売り事業）の更なる拡大及びブライダルの周辺事業である宴会関連事業やブライダルローン事業、子育て支援事業として学童保育事業や保育園サポート事業等への展開、サービス事業（コト売り事業）と通信販売事業（モノ売り事業）との相互送客、共同商品開発、コンテンツの提供等のシナジー創出に向け、同業他社の買収又はアイデア・ノウハウ提供会社との資本・業務提携等のM&Aも含めた新規投資資金に充当する予定でございますが、現時点で具体化しているM&A案件はございません。M&Aに充当しない場合は、ブライダル事業における新規出店及び子育て支援事業における保育園の新園開設、並びに周辺事業におけるシステム開発・人材採用など、自前での成長に向けた投資資金に充当する予定でございます。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本優先株式の発行により調達する資金を基に上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、通信販売事業における専門店集積型事業への変革、専門店化による再拡大、並びに通信販売事業とブライダル事業など複数の事業間におけるシナジーの発現により、当社グループ全体の収益拡大を図ることが可能となるため、既存株主の立場からすると中長期的には1株当たり利益の向上が期待されることから、株主価値の向上に資する合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額及びその他の発行条件は、REVIC パートナーズ株式会社から提案された内容について両社で交渉した結果合意したものとなります。この過程において当社は、類似の優先株式の発行事例における発行条件、当社の財務状況、必要な資金調達額、ファイナンシャル・アドバイザーのアドバイス及びリーガルアドバイザーのアドバイス等を慎重に考慮しつつ交渉を進めてまいりました。その結果、REVIC パートナーズ株式会社と最終的に合意した払込金額及びその他の発行条件は当社にとり妥当な水準であると考えております。しかし、本優先株式は客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ること等から、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、本優先株式発行については、平成30年3月29日開催予定の定時株主総会において、会社法第199条第2項に基づく特別決議によるご承認を頂く予定です。

なお、A種優先株式の当初転換価額は547円となります。A種優先株式の転換価額は、2018年9月30日及びそれ以降の6か月毎の応当日（転換価額修正日。応当日が東京証券取引所の取引日でない場合には翌取引日とする。）に転換価額修正日における時価（転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日（終値のない日を除く。）の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。））に修正されますが、修正の下限は、当初転換価額の50%（下限転換価額）となっております。B種優先株式の転換価額は547円となります。B種優先株式は転換価額の修正条項が付されておりません。

※本優先株式の詳細につきましては、別紙Ⅰ「A種優先株式発行要項」及び別紙Ⅱ「B種優先株式発行要項」をご参照下さい。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本優先株式を発行することにより、総額70億円を調達いたしますが、上記4.に記載のとおり資金用途には合理性があるものと判断しており、本優先株式の発行数量も合理的であると判断しております。

上記2.(4)②に記載のとおり、当社普通株式を対価とする取得請求権が行使され、A種優先株式の全てが当初転換価額で当社普通株式に転換された場合、本優先株式発行前の発行済株式数の8.75%（本優先株式発行前の発行済普通株式にかかる議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式にかかる議決権数の比率は8.76%）の当社普通株式が、下限転換価額で転換された場合は本優先株式発行前の発行済株式数の17.50%（本優先株式発行前の発行済普通株式にかかる議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式にかかる議決権数の比率は17.52%）の当社普通株式が交付されます。更にA種優先株主が普通株式を対価とする取得請求権を行使した時点でA種優先株式の優先配当に未払い額が存在する場合は、発行される当社普通株式数が更に増加します。しかし、上記2.(4)①でも記載のとおり、A種優先株主の当社普通株式を対価とする取得請求権の行使により希薄化が発生するのは極めて例外的な場合に限定されております。また、上記2.(4)②に記載のとおり、当社普通株式を対価とする取得請求権が行使され、B種優先株式の全てが所定の転換価額で当社普通株式に転換された場合、本優先株式発行前の発行済株式数の15.75%（本優先株式発行前の発行済普通株式にかかる議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式にかかる議決権数の比率は15.77%）の当社普通株式が交付されます。なお、B種優先株式には転換価額の修正条項は付されておりません。

A種優先株式に未払いの優先配当が無いと仮定した場合、A種優先株式の全てが当初転換価額で転換され、かつB種優先株式の全てが所定の転換価額で当社普通株式に転換された場合には合計で本優先株式発行前の発行済株式数の24.50%（本優先株式発行前の発行済普通株式にかかる議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式にかかる議決権数の比率は24.53%）の当社普通株式が、A種優先株式の全てが下限転換価額で転換され、かつB種優先株式の全てが所定の転換価額で当社普通株式に転換された場合、合計で本優先株式発行前の発行済株式数の33.25%（本優先株式発行前の発行済普通株式にかかる議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式にかかる議決権数の比率は33.29%）の当社普通株式が交付されます。

上記のとおり、本優先株式の取得請求により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることとなりますが、①本優先株式の発行は、当社の有利子負債を抑制しながら自己資本の増強をすることで財務体質の安定化に資するものであり、普通株主に帰属する株主価値の向上に資すると判断できること、②本優先株式は、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加（希薄化）を極力抑制するため、割当先が当社普通株式を対価とする本優先株式の取得請求権を行使できるのは、上記2.(4)①に記載のいずれかの事由が発生した場合に限定されていること、③A種優先株式は当初転換価額の修正について6か月に1回の頻度とされるとともに、適切な修正の下限が設定されていること、④B種優先株式は転換価額の修正条項が付されておらず転換価額の修正による希薄化の拡大が発生しないこと、⑤A種優先株式については2021年3月30日以降、B種優先株式については2022年3月30日以降、本優先株主の意向にかかわらず、法令上可能な範囲で、当社の選択

により本優先株式を取得することが可能となっており、この場合には取得した本優先株式を消却することにより当該本優先株式に関して交付される当社普通株式が交付されないこと、⑥本優先株式に議決権が付されていないこと等の措置が講じられており、当社普通株式の希薄化を一定程度防止することが可能な設計となっていることにより、本優先株式の発行は、当社の普通株主の皆様にとっても合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合	
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	
(3) 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組 成 目 的	地域の中堅企業等を核とした戦略産業育成のために、地域の核となる企業の早期経営改善等を資金及び人材の両面から支援すること	
(5) 組 成 日	平成27年4月10日	
(6) ファンドの総額	290.5億円	
(7) 出 資 者 の 概 要	株式会社みずほ銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社福岡銀行 株式会社りそな銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社東邦銀行 株式会社足利銀行 株式会社常陽銀行 株式会社千葉銀行 株式会社横浜銀行 株式会社第四銀行 株式会社静岡銀行 株式会社十六銀行 株式会社紀陽銀行 株式会社中国銀行 株式会社北洋銀行 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 住友生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社 株式会社地域経済活性化支援機構 REVIC パートナーズ株式会社 なお、出資比率については非開示	
(8) 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名 称	REVIC パートナーズ株式会社
	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 中桐 悟

	事業内容	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合の運営
	資本金	50百万円
(9) 上場会社と当該ファンドとの関係	上場会社と当該ファンドとの関係 上場会社と業務執行組合員との関係	資本関係、取引関係及び人的関係はありません。

※なお、当社は、割当先の出資者のそれぞれの有価証券報告書又はホームページに記載されている会社の沿革、役員、主要株主（出資者が相互会社の場合を除きます。以下同じ。）及び内部統制システムの整備状況等を確認し、割当先の出資者（相互会社の場合を除きます。以下同じ。）、割当先の出資者の役員若しくは子会社又は割当先の出資者の主要株主（以下「各関係者」といいます。）が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。また、割当先である地域中核企業活性化投資事業有限責任組合については、代表者に対する面談等を通じ、各関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（1）募集に至る経緯及び目的」、同「（2）本優先株式による資金調達をする理由」に記載のとおり、①当社の事業目的及び経営方針を深くご理解いただける投資家、②当社の新中期経営計画に賛同しそれらの計画を資金面及び人材面で総合的に協力いただける投資家、③既存の株主への負担をできる限り軽減できる手法での投資が可能な投資家とパートナーシップを組むことにより、新中期経営計画の達成をより確実なものとし、より高い成長の実現を目指すことを目的に複数の投資家候補と協議を行った結果、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合の業務運営者である REVIC パートナーズ株式会社より本優先株式の引受についての提案がありました。当社は、REVIC パートナーズ株式会社からの提案内容を慎重に検討した結果、①今回の発行予定額が当社の発行済株式の時価総額と比較して多額であるため普通株式による資金調達の実施は、大幅な希薄化を直ちに伴い、既存株主の株主価値を損ないかねないことから適切ではないと考えられること、②優先株式の発行は、普通株式の即時の希薄化を抑制しつつ、今後の成長戦略の中で設備投資に必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化も図ることができることなどから本優先株式による増資が最適であると判断し、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合を割当先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当先が、本優先株式の取得を原則として中期投資として取り組む意向であると確認しております。また、本優先株式取得後は、本優先株式の発行要項等の定めに従い本優先株式の保有、金銭又は当社普通株式を対価とする取得請求、当社普通株式が交付された場合の交付された当社普通株式の売却等については、実務上対応可能な限り市場及び当社の財務状況等に配慮して実施されるものと認識しております。また、上述のとおり、割当先による本優先株式の当社普通株式を対価とする取得請求権の行使については、上記2.（4）①に記載のとおり A 種優先株式については、極めて例外的な場合に限定されており、B 種優先株式については、発行日から2年後の2020年3月30日以降又は極めて例外的な場合となっております。

また、割当先は、本優先株式発行日から2年の間、自己の保有する本優先株式について、当社の事前の承諾を得ることなく、第三者に譲渡しないものとしております。

なお、当社は、割当先から、払込期日より2年以内に、割当先が本第三者割当により取得した当社優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社

が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であり内諾を得ております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、更に割当先に対する出資者の財務諸表を確認するなどし、払込期日までに本優先株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成 29 年 6 月 30 日現在）		募 集 後
J. フロント リテイリング株式会社	22.62%	同左
株式会社プレストシーブ	6.99%	
凸版印刷株式会社	3.52%	
株式会社三井住友銀行	3.19%	
大日本印刷株式会社	2.89%	
株式会社みずほ銀行	2.14%	
千趣会グループ従業員持株会	1.68%	
日本生命保険相互会社	1.51%	
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	1.44%	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.43%	

(2) A 種優先株式

募集前（平成 29 年 6 月 30 日現在）	募 集 後	
該当なし	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合	100.00%

(3) B 種優先株式

募集前（平成 29 年 6 月 30 日現在）	募 集 後	
該当なし	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合	100.00%

8. 今後の見通し

本優先株式の発行は、既に発表した新中期経営計画をより確実に実行するための資金調達を主たる目的としたものであり、当社における事業の安定的かつ長期的な成長、並びに普通株主に帰属する株主価値の向上を実現していきます。

なお、平成 30 年 2 月 8 日に公表した今期の業績予想は、当社新中期経営計画における施策を考慮して作成されたものであるため、現時点では、本優先株式の発行により当期業績予想を変更する予定はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本優先株式の発行は、希薄化率が 25%以上となる可能性があることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の定めに従い、株主の意思確認手続として本定時株主総会において承認が得られることを条件としております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円。特記しているものを除く)

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
連結売上高	134,321	129,074	125,999
連結営業利益	△3,437	1,194	△4,287
連結経常利益	△2,540	1,673	△4,206
親会社株主に帰属する 当期純利益	△5,307	1,420	△11,090
1株当たり連結当期純利益(円)	△108.03	27.26	△213.16
1株当たり配当金(円)	8.00	8.00	0.00
1株当たり連結純資産(円)	1,028.17	1,009.26	797.13

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成29年12月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	52,230,393株	100.00%
現時点の取得価額(行使価額) における潜在株式数	4,770,992株	9.14%
下限値の取得価額(行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の取得価額(行使価額) における潜在株式数	—	—

※上記潜在株式数は、2019年満期円貨転換社債型新株予約権付社債によるものです。

※発行済株式数に対する比率は、普通株式にかかる発行済株式数に対する比率につき、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
始値	838円	795円	711円
高値	953円	804円	857円
安値	696円	636円	615円
終値	800円	708円	649円

② 最近6か月間の状況

	平成29年				平成30年	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月
始値	680円	691円	703円	675円	649円	606円
高値	701円	708円	703円	687円	653円	628円
安値	655円	676円	665円	615円	581円	579円
終値	689円	702円	676円	649円	605円	628円

※平成30年2月については、同月23日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日株価

	平成30年2月23日
始 値	620 円
高 値	628 円
安 値	615 円
終 値	628 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当増資

払 込 期 日	平成27年5月7日
調 達 資 金 の 額	7,285,400,000 円 (差引手取り概算額)
発 行 価 額	846 円
募集時における発行済株式数	47,630,393 株
当該募集による発行株式数	8,900,000 株 (うち、4,300,000 株は自己株式の処分)
募集後における発行済株式数	52,230,393 株
割 当 先	J. フロント リテイリング株式会社
発行時における当初の資金使途	JFR との業務提携に関連する新規設備投資資金等 ① 通信販売事業において、オムニチャネル戦略推進に向けたシステム投資 3,000 百万円 ② JFR との相互販売に伴う出荷量の増加に対応するための出荷体制・庫内システム等の物流インフラ整備 3,000 百万円 ③ 新ブランド展開における都市部 (東京・大阪等) での旗艦店舗開発、JFR との新規 PB 商品の共同開発・共同仕入の資金 残額
発行時における支出予定時期	平成30年12月末
現時点における充当状況	① オムニチャネル販売を推進・拡大するためのベースとなるシステムの開発及びインフラ整備等 385 百万円 ② 大丸松坂屋百貨店 Web のリニューアルオープン支援、物流受託 (美濃加茂商品センター) 体制の構築、撮影スタジオ新設 90 百万円 ③ 大丸松坂屋百貨店へのベルメゾンブランド店舗出店、ベルメゾン新型店舗の出店 355 百万円 前回調達実施時からの環境変化及び当社業績の急激な悪化等により、業務提携施策の具体化が遅れたこともあり、発行時における資金使途への充当は少額にとどまっております。詳細については下記「VII. 資金使途の変更について」をご参照ください。 今後も JFR との業務提携については協議・推進してまいります。現時点では大きな投資を伴う具体的な取組み予定がないため、当初の資金使途を変更し、上記2.(1)に記載の自己株式の取得資金に充当いたします。

11. 発行要項

別紙Ⅰ「A種優先株式発行要項」及び別紙Ⅱ「B種優先株式発行要項」をご覧ください。

Ⅱ. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

A種優先株式及びB種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式及びB種優先株式を追加し、A種優先株式及びB種優先株式に関する規定の新設等を行うものです。

なお、この定款変更については、本定時株主総会において必要な承認が得られることを条件とします。

2. 定款変更の内容

別紙Ⅲ「定款変更の内容」をご覧ください。

3. 定款変更の日程

A種優先株式及びB種優先株式発行にかかる定款変更は以下の日程にて実施する予定となっております。

平成30年2月26日(月)	定款の一部変更議案に関する本定時株主総会付議にかかる取締役会決議
平成30年3月29日(木)	本定時株主総会(予定)及び定款変更の効力発生日(予定)

Ⅲ. 優先株式の発行にかかる資本金の額及び資本準備金の額の減少について

1. 優先株式の発行にかかる資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本定時株主総会において必要な承認が得られること、及び本第三者割当増資の効力が生じることを条件として、本優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入れに伴う資本金及び資本準備金増加分につき、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ減少し、「その他資本剰余金」へ振り替えます。本優先株式の発行にかかる資本金の額及び資本準備金の額の減少は、「純資産の部」における勘定の振替処理であり、現金及び預金の減少を伴うものではありません。

2. 優先株式の発行にかかる資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

35億円

(2) 減少すべき資本準備金の額

35億円

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、本優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入れに伴う資本金及び資本準備金増加分につき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

3. 優先株式の発行にかかる資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

本優先株式の発行にかかる資本金の額及び資本準備金の額の減少は、以下の日程にて実施する予定となっております。

平成 30 年 2 月 26 日 (月)	本優先株式の発行にかかる資本金の額及び資本準備金の額の減少に関する本定時株主総会付議にかかる取締役会決議
平成 30 年 3 月 12 日 (月)	債権者異議申述公告 (予定)
平成 30 年 3 月 29 日 (木)	本定時株主総会 (予定)
平成 30 年 3 月 30 日 (金)	本優先株式にかかる払込金の払込期日 (予定)
平成 30 年 4 月 12 日 (木)	債権者異議申述最終期日 (予定)
平成 30 年 4 月 13 日 (金)	本優先株式の発行にかかる資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生日 (予定)

4. 今後の見通し

本件は、純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする科目間の振替処理であり、当社の純資産額の変動はなく、業績に影響を与えるものではありません。

(ご参考) 本資本金等の額の減少による当社の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額の推移

	効力発生前	効力発生後
資本金	25,804,934,244 円	22,304,934,244 円
資本準備金	3,500,000,000 円	0 円
その他資本剰余金	16,788,779,535 円	23,788,779,535 円

※効力発生日までに、本第三者割当増資による資本金及び資本準備金の額の増加及び下記「V. 本資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について」に記載の資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を除き、上記振替処理以外の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額の変動がないことを前提としております。

※効力発生後の資本準備金の額及びその他資本剰余金の額は、本優先株式の発行にかかる資本金の額及び資本準備金の額の減少に加え、本定時株主総会での承認を経て実施する予定の本資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分(詳細については下記「V. 本資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について」をご参照ください。)を考慮した数値となっております。

IV. 役員の異動について

1. 取締役選任議案の内容

社外取締役候補者である中桐悟氏及び社外監査役候補者である中野創氏の選任の効果は、本第三者割当増資の効力が生じることを条件として、平成 30 年 3 月 30 日をもって生じるものです。

2. 新任社外取締役の候補

中桐 悟氏

3. 新任社外監査役候補

中野 創氏

4. 新任社外取締役候補者の略歴

平成 7 年 4 月 オリックス(株) 入社
 平成 15 年 6 月 (株)産業再生機構 入社
 平成 17 年 4 月 (株)ミヤノ (現シチズンマシナリー(株)) 取締役副社長
 平成 18 年 4 月 同社 代表取締役副社長

平成 21 年 11 月 ㈱企業再生支援機構（現 ㈱地域経済活性化支援機構）
マネージング・ディレクター（現任）

平成 23 年 2 月 ㈱富士テクニカ宮津社外取締役

平成 23 年 8 月 ㈱アーク取締役副社長

平成 27 年 3 月 REVIC パートナース㈱代表取締役社長（現任）

平成 28 年 6 月 東洋刃物㈱社外取締役（監査等委員）（現任）

5. 新任社外監査役候補者の略歴

平成 11 年 10 月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所

平成 15 年 6 月 公認会計士登録

平成 22 年 8 月 ㈱企業再生支援機構（現 ㈱地域経済活性化支援機構）入社

平成 23 年 8 月 昭和精機工業㈱取締役、相模原部品工業㈱社外取締役、㈱ソルプラス社外取締役

平成 27 年 5 月 REVIC パートナース㈱出向

平成 28 年 3 月 ㈱メイコー社外取締役（現任）

平成 29 年 1 月 ㈱地域経済活性化支援機構シニア・ディレクター（現任）

平成 29 年 10 月 REVIC パートナース㈱取締役（現任）

V. 本資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について

1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社単独の貸借対照表において、平成 29 年 12 月期の繰越利益剰余金の欠損を補填し、今後の柔軟かつ機動的な資本政策や早期に復配できる体制を実現するため、会社法に基づき資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものです。

2. 資本準備金及び利益準備金の額の減少

- (1) 会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 12 月 31 日時点の資本準備金の額を減少させ同額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、利益準備金の額を減少させ同額を繰越利益剰余金に振り替えます。

① 減少する準備金の項目及びその額	
資本準備金	14,809,939,367 円
利益準備金	1,118,238,292 円
② 増加する剰余金の項目及びその額	
その他資本剰余金	14,809,939,367 円
繰越利益剰余金	1,118,238,292 円

- (2) 会社法第 452 条の規定に基づき、上記資本準備金振替後のその他資本剰余金の一部を減少させ、同額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を補填します。

① 減少する剰余金の項目及び額	
その他資本剰余金	7,071,258,402 円
② 増加する剰余金の項目及び額	
繰越利益剰余金	7,071,258,402 円

3. 日程

平成 30 年 2 月 26 日 (月)	本資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分にかかる取締役会決議
平成 30 年 2 月 27 日 (火)	債権者異議申述公告 (予定)
平成 30 年 3 月 27 日 (火)	債権者異議申述最終期日 (予定)
平成 30 年 3 月 29 日 (木)	本資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の効力発生日 (予定)

※債権者異議手続は、本資本準備金及び利益準備金の額の減少との関係でのみ必要とされるものです。

4. 今後の見通し

本件は、「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資産額および発行済株式総数の変動はなく、業績に影響を与えるものではありません。

なお、上記の内容につきましては、平成 30 年 3 月 29 日開催予定の当社定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

VI. 自己株式取得並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動の予定について

1. 異動が生じる経緯

当社は、本優先株式の発行の決議に先立ち、JFR に対し、割当先に第三者割当の手法により本優先株式を発行することについて通知をし、当社と JFR の間で意向確認を行いました。その結果、JFR からは、本優先株式の発行が当社の企業価値の拡大に資するものであるとして本優先株式の発行に賛同の意が示されました。更に当社と JFR は、本優先株式発行後の当社と JFR との資本関係のあり方について慎重に協議を行った結果、今後当社が割当先とパートナーシップを組み、新中期経営計画をより確実に実行していくためには、当社が JFR の持分法適用関連会社から外れることにより JFR の当社株主としての影響力を軽減しつつ、当社が新中期経営計画を実行していく上でのパートナーを割当先に一本化していくことが望ましいと考えられること、仮に当社と JFR との間の資本関係が無くなった場合でもこれまで両社で築きあげてきた良好な関係を維持し業務提携を継続させることは可能なこと、等から、上記「V. 本資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について」に記載の本資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分、並びに、上記「Ⅲ. 優先株式の発行にかかる資本金の額及び資本準備金の額の減少について」に記載の本優先株式の発行にかかる資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力が発生したことを条件に、当社は自己株式の取得を行い、JFR はそれに応じるにつき合意いたしました。自己株式の取得の詳細については、取得総額 75 億円の範囲内で今後決定していく予定ですが、手法、時期、取得価格及び取得株式数などについては現時点では未定であるため取得総額も現時点では未定です。また、自己株式の取得が実施された場合、JFR は主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないこととなる予定です。(以下「本自己株式取得」といいます。)

2. 異動予定日

未定

3. 異動する予定の株主及びその他の関係会社の概要

(1) 名 称	J. フロント リテイリング株式会社
(2) 所 在 地	東京都中央区銀座六丁目 10 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山本 良一
(4) 事 業 内 容	百貨店業等の事業を行う子会社及びグループ会社の経営計画・管理並びにそれに付帯する業務
(5) 資 本 金	30,000 百万円

(6) 設 立 年 月 日	平成 19 年 9 月 3 日																					
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 270,565,764 株																					
(8) 決 算 期	2 月 末 日																					
(9) 従 業 員 数	(連結) 6,839 名																					
(10) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社三井住友銀行																					
(11) 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 29 年 8 月 31 日 時 点)	<table border="0"> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>6.92%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>5.19%</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>2.90%</td> </tr> <tr> <td>J. フロント リテイリング共栄持株会</td> <td>2.36%</td> </tr> <tr> <td>第一生命保険株式会社</td> <td>2.11%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>2.07%</td> </tr> <tr> <td>資産管理サービス信託銀行株式会社 (投信受入担保口)</td> <td>1.75%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9)</td> <td>1.75%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 5)</td> <td>1.70%</td> </tr> <tr> <td>JP モルガン証券株式会社</td> <td>1.39%</td> </tr> </table>		日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6.92%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5.19%	日本生命保険相互会社	2.90%	J. フロント リテイリング共栄持株会	2.36%	第一生命保険株式会社	2.11%	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.07%	資産管理サービス信託銀行株式会社 (投信受入担保口)	1.75%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9)	1.75%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 5)	1.70%	JP モルガン証券株式会社	1.39%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6.92%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5.19%																					
日本生命保険相互会社	2.90%																					
J. フロント リテイリング共栄持株会	2.36%																					
第一生命保険株式会社	2.11%																					
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.07%																					
資産管理サービス信託銀行株式会社 (投信受入担保口)	1.75%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9)	1.75%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 5)	1.70%																					
JP モルガン証券株式会社	1.39%																					
(12) 上 場 会 社 と 当 該 株 主 の 関 係	資 本 関 係	当該会社は、当社の株式 11,815,000 株 (議決権所有割合 22.65%) を保有しております。																				
	人 的 関 係	当該会社の完全子会社である株式会社大丸松坂屋百貨店は当社に対して取締役 1 名を派遣しております。																				
	取 引 関 係	当該会社の完全子会社である株式会社大丸松坂屋百貨店において当社のプライベートブランド商品を販売しているほか、カタログギフトの共同開発等を行っております。																				
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社のその他の関係会社に該当いたしません。																				

Ⅶ. 資金使途の変更について

1. 変更の理由

当社は、平成 27 年 4 月 17 日付「J. フロント リテイリング株式会社との資本業務提携、第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」(以下「JFR との資本業務提携等」といいます。)に記載のとおり、両社の PB 商品の共同展開による販路拡大等の面でシナジー効果を期待して JFR との資本業務提携を決定し、各種業務提携のために当社が必要とする資金を JFR が資本提携により供給することを目的として第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分 (以下「JFR への第三者割当増資」といいます。)を行いました。

当社は、これまで、JFR との業務提携について継続的に推進してまいりましたが、当社を取り巻く通信販売事業の業界環境の大幅な変化、等により、資金負担を伴う業務提携施策の具体化が遅れたこともあり、発行時に予定していた資金使途への充当は少額にとどまっております。

このような状況下で、当社は上記「I. 本第三者割当増資について」及び「Ⅵ. 自己株式取得の並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動の予定について」に記載のとおり、本優先株式の発行を決議するとともに、本自己株式取得について JFR と合意したことから、JFR への第三者割当増資により調達した資金の未充当部分について、現時点では JFR との業務提携に関し大きな投資を伴う具体的な取組み予定がないため、当初の資金使途を変更し、本自己株式の取得資金に充当いたします。

2. 変更の内容

JFR との資本業務提携等にて記載いたしました資金使途の変更は以下のとおりであります。

【変更前】

上記差引手取概算額7,285百万円につきましては、本業務提携に関連する新規設備投資等に充当いたします。具体的な資金使途として、通信販売事業において、中長期経営計画で掲げておりますオムニチャネル戦略推進に向けたシステム投資に本業務提携に関連する投資資金として当初計画通りの3,000百万円、相互販売に伴う出荷量の増加に対応するための出荷体制・庫内システム等の物流インフラ整備に3,000百万円、残額を新ブランド展開における都市部（東京・大阪等）での旗艦店舗開発、JFR との新規PB商品の共同開発・共同仕入の資金に充当する予定です。今後、設置予定の業務提携推進委員会にて具体化し、適時投資を行ってまいります。

【充当状況及び変更後の内容】

変更前に計画しておりました資金使途につきましては、JFR との業務提携に関連する投資資金として、オムニチャネル販売を推進・拡大するためのベースとなるシステムの開発及びインフラ整備等に385百万円、大丸松坂屋百貨店Webのリニューアルオープン支援、物流受託（美濃加茂商品センター）体制の構築、撮影スタジオ新設に90百万円、大丸松坂屋百貨店へのベルメゾンブランド店舗出店、ベルメゾン新型店舗の出店に355百万円をこれまで充当しております。

未充当の6,455百万円は、今後もJFR との業務提携については協議・推進してまいります。現時点では大きな投資を伴う具体的な取組み予定がないため、当初の資金使途を変更し、上記「VI. 自己株式取得並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動の予定について」に記載の自己株式の取得資金に充当いたします。

3. 今後の見通し

本件資金使途の変更が当社業績に与える影響は軽微であります。

以上

A 種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類
株式会社千趣会 A 種優先株式（以下「A 種優先株式」という。）
2. 募集株式の数
5 株
3. 払込金額
1 株につき 5 億円（以下「当初払込金額」という。）
4. 払込金額の総額
25 億円
5. 増加する資本金の額
12 億 5 千万円（1 株につき、2 億 5 千万円）
6. 増加する資本準備金の額
12 億 5 千万円（1 株につき、2 億 5 千万円）
7. 申込期日
2018 年 3 月 30 日
8. 払込期日
2018 年 3 月 30 日
9. 発行方法
第三者割当の方法により、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に 5 株を割り当てる。
10. 剰余金の配当
 - (1) A 種優先配当金
当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式を有する株主（以下「A 種優先株主」という。）又は A 種優先株式の登録株式質権者（以下「A 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種優先株式 1 株につき本項第 2 号に定める額の配当金（以下「A 種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A 種優先配当金の全部又は一部の配当（本項第 3 号に定める累積未払 A 種優先配当金の配当を除き、A 種優先中間配当金（本項第 5 号にて定義する。以下同じ。）を含む。）が既に行われている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。
 - (2) A 種優先配当金の額
A 種優先配当金の額は、1 株につき、40,000,000 円とする。但し、2018 年 12 月 31 日に終了する事業年度に属する日を基準日とする A 種優先配当金の額は、1 株につき、30,356,166 円とする。
 - (3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して支払う 1 株当たり剰余金の配当（以下に定める累積未払 A 種優先配当金の配当を除き、A 種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係る A 種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降、実際に支払われるまで累積する。累積した不足額（以下「累積未払 A 種優先配当金」という。）については、A 種優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して支払う。

(4) 非参加条項

A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、A 種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A 種優先中間配当金

当社は、毎年 6 月 30 日を基準日として剰余金の配当を行う場合、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき当該基準日の属する事業年度における A 種優先配当金の額の 2 分の 1 に相当する額（1 円に満たない金額は切り上げる。）（以下「A 種優先中間配当金」という。）を配当する。但し、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A 種優先配当金の全部又は一部の配当（累積未払 A 種優先配当金の配当を除く。）が既に行われている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。

11. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配する場合、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B 種優先株主（B 種優先株式を有する株主をいう。）及び B 種優先登録株式質権者（B 種優先株式の登録株式質権者をいう。）と同順位で、A 種優先株式 1 株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。

（基準価額算式）

1 株当たりの残余財産分配価額＝当初払込金額＋累積未払 A 種優先配当金 ＋前事業年度未払 A 種優先配当金＋当事業年度未払 A 種優先配当金

上記算式における「累積未払 A 種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、第 10 項第 3 号に従い計算される額とし、「前事業年度未払 A 種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下、本項において「前事業年度」という。）に係る A 種優先配当金のうち、残余財産分配日まで実際に支払われていない A 種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係る A 種優先配当金の不足額（但し、累積未払 A 種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払 A 種優先配当金」は、A 種優先配当金の額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日

を含む。)以降、残余財産分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に、当該事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に支払われた配当(累積未払A種優先配当金及び前事業年度に係るA種優先配当金の配当を除く。)がある場合における当該配当の金額を控除した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

12. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

13. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

14. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当社に対し、払込期日以降、取得を希望する日(以下、本項において「金銭対価取得請求権取得日」という。)を定めてA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、この請求がなされた場合には、金銭対価取得請求権取得日における分配可能額を限度として、法令等において可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種優先株式の全部又は一部の取得を行い、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。A種優先株式1株当たりの取得価額は、(i)当初払込金額、(ii)累積未払A種優先配当金、(iii)前事業年度未払A種優先配当金、及び(iv)当事業年度未払A種優先配当金の合計額とする。なお、第11項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、上記の取得価額を計算する。

15. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2021年3月30日以降であって、当社の取締役会が別に定める日(以下、本項において「金銭対価取得条項取得日」という。)が到来した場合、金銭対価取得条項取得日の到来をもって、A種優先株主又はA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令等において可能な範囲で、金銭と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、(i)当初払込金額、(ii)累積未払A種優先配当金、(iii)前事業年度未払A種優先配当金、及び(iv)当事業年度未払A種優先配当金の合計額とする。なお、第11項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、上記の取得価額を計算する。

16. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当社に対し、本項第1号に定める取得を請求することができる期間中、本項第2号に定める条件で、普通株式を対価としてA種優先株式を取得することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

払込期日以降

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

- ① 当社は、A 種優先株主が普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合、当該 A 種優先株主の有する A 種優先株式を取得するのと引換えに、当該 A 種優先株主に対して、次に定める条件により当社の普通株式を交付する（以下、当該取得を行う日を「普通株式対価取得請求権取得日」という。）。なお、A 種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭による調整は行わない。

$$\begin{array}{l} \text{取得と引換えに} \\ \text{交付すべき普通株式数} \end{array} = \text{A 種優先株式 1 株当たりの取得価額の総額} \div \text{転換価額}$$

「A 種優先株式 1 株当たりの取得価額」とは、(i) 当初払込金額、(ii) 累積未払 A 種優先配当金、(iii) 前事業年度未払 A 種優先配当金、及び (iv) 当事業年度未払 A 種優先配当金の合計額とする。なお、第 11 項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「普通株式対価取得請求権取得日」と読み替えて、上記の取得価額を計算する。

② 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、547 円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2018 年 9 月 30 日及びそれ以降の 6 ヶ月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「転換価額修正日」という。）において、各転換価額修正日における時価に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。但し、修正後転換価額が当初転換価額の 50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所（以下「証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日（終値のない日を除く。）の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。）とする。

ハ 転換価額の調整

- (a) 当社は、A 種優先株式の発行後、以下の (b) に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合においては、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。但し、A 種優先株式の過半数に相当する株式を保有する A 種優先株主が同意した場合には転換価額を調整しないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、算定基準日（以下の(b)(i)から(v)までの各事由に係る基準日が定められている場合はその日を指し、基準日が定められていない場合は当該事由に基づく普通株式交付の効力発生が生じる日の1ヶ月前の日を指す。以下同じ。）における当会社の発行済普通株式数から算定基準日における当会社の有する普通株式数を控除し、さらに、算定基準日時点における発行会社の普通株式以外の株式等（その取得、転換、交換又は行使により普通株式が交付されるものを指すが、A種優先株式は除く。また、当会社の保有するものは除く。）が当該時点で全て取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付により増加する普通株式の数を加えた数とする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、以下の(b)に基づき株主に交付される普通株式数（但し、以下の(b)(v)に関しては、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付に係る普通株式数）とするが、普通株式の株式分割が行われる場合（(b)(i)の場合）には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合（(b)(iv)の場合）には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日（当該併合のための基準日がある場合には基準日）における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下の(b)(i)、(ii)及び(iv)の場合は0円とし、(b)(iii)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。）、(b)(v)の場合は(b)(vi)で定める対価の額とする。

(b) 転換価額調整式により A 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iii) 以下の(c) (ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本八において同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本八において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられた場合は当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。但し、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の株式併合のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに以下の(c) (ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は以下の(c) (ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）が交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(vi) 上記(v)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券取引所における当会社の普通株式

の普通取引の毎日（終値のない日を除く。）の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社の取締役会が合理的に判断する場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - (i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。
 - (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
 - (iii) その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行う場合、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。
- (g) 転換価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。

(3) 取得請求受付場所

大阪市北区同心一丁目8番9号

株式会社千趣会

(4) 取得の効力発生

- ① 普通株式を対価とする取得請求権を行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に、その行使に係るA種優先株式の数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを本項第3号に定める取得請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が本項第3号に定める取得請求受付場所に到達した日に発生する。

17. 譲渡制限

譲渡による A 種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

18. 普通株式の交付方法

当社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力発生後において、当該行使に係る A 種優先株主が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

以 上

B 種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類
株式会社千趣会 B 種優先株式（以下「B 種優先株式」という。）
2. 募集株式の数
9 株
3. 払込金額
1 株につき 5 億円（以下「当初払込金額」という。）
4. 払込金額の総額
45 億円
5. 増加する資本金の額
22 億 5 千万円（1 株につき、2 億 5 千万円）
6. 増加する資本準備金の額
22 億 5 千万円（1 株につき、2 億 5 千万円）
7. 申込期日
2018 年 3 月 30 日
8. 払込期日
2018 年 3 月 30 日
9. 発行方法
第三者割当の方法により、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に 9 株を割り当てる。
10. 剰余金の配当
当社は、剰余金の配当を行う場合であっても、B 種優先株式を有する株主（以下「B 種優先株主」という。）又は B 種優先株式の登録株式質権者（以下「B 種優先登録株式質権者」という。）に対し剰余金を配当しない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当については当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して行うものとする。
11. 残余財産の分配
当社は、残余財産を分配する場合、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対し、普通株主（普通株式を有する株主をいう。以下同じ。）又は普通登録株式質権者（普通株式の登録株式質権者をいう。）に先立ち、A 種優先株主（A 種優先株式を有する株主をいう。）及び A 種優先登録株式質権者（A 種優先株式の登録株式質権者をいう。）と同順位で、B 種優先株式 1 株当たりの残余財産分配価額として、当初払込金額と同額を支払う。B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
12. 議決権
B 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

13. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

14. 金銭を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当社に対し、払込期日以降、取得を希望する日（以下、本項において「金銭対価取得請求権取得日」という。）を定めてB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、この請求がなされた場合には、金銭対価取得請求権取得日における分配可能額を限度として、法令等において可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株式の全部又は一部の取得を行い、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。但し、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。B種優先株式1株当たりの取得価額は、金銭対価取得請求権取得日が2022年2月28日まで（当日を含む。）であれば、(i)当初払込金額及び(ii)当初払込金額に払込期日（当日を含む。）から金銭対価取得請求権取得日（当日を含む。）までの期間に対して年率8%（事業年度ごとの複利計算とし、事業年度ごと1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。）の利率で計算される金額（円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。）の合計額とし、金銭対価取得請求権取得日が2022年3月1日以降（当日を含む。）であれば、当初払込金額と同額とする。

15. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年3月30日以降であって、当社の取締役会が別に定める日（以下、本項において「金銭対価取得条項取得日」という。）が到来した場合、金銭対価取得条項取得日の到来をもって、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令等において可能な範囲で、金銭と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。B種優先株式1株当たりの取得価額は、当初払込金額と同額とする。

16. 普通株式を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当社に対し、本項第1号に定める取得を請求することができる期間中、本項第2号に定める条件で、普通株式を対価としてB種優先株式を取得することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

払込期日以降

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

- ① 当社は、B種優先株主が普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合、当該B種優先株主の有するB種優先株式を取得するのと引換えに、当該B種優先株主に対して、次に定める条件により当社の普通株式を交付する。なお、B種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

取得と引換えに
 交付すべき普通株式数 = B種優先株式1株当たりの取得価額の総額 ÷ 転換価額

「B種優先株式1株当たりの取得価額」とは、当初払込金額と同額とする。

② 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、547円とする。

ロ 転換価額の調整

(a) 当社は、B種優先株式の発行後、以下の(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合においては、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。但し、B種優先株式の過半数に相当する株式を保有するB種優先株主が同意した場合には転換価額を調整しないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、算定基準日（以下の(b)(i)から(v)までの各事由に係る基準日が定められている場合はその日を指し、基準日が定められていない場合は当該事由に基づく普通株式交付の効力発生が生じる日の1ヶ月前の日を指す。以下同じ。）における当社の発行済普通株式数から算定基準日における当社の有する普通株式数を控除し、さらに、算定基準日時点における発行会社の普通株式以外の株式等（その取得、転換、交換又は行使により普通株式が交付されるものを指すが、B種優先株式は除く。また、当社の保有するものは除く。）が当該時点で全て取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付により増加する普通株式の数を加えた数とする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、以下の(b)に基づき株主に交付される普通株式数（但し、以下の(b)(v)に関しては、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付に係る普通株式数）とするが、普通株式の株式分割が行われる場合（(b)(i)の場合）には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合（(b)(iv)の場合）には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日（当該併合のための基準日がある場合には基準日）における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものと

する。転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下の(b)(i)、(ii)及び(iv)の場合は0円とし、(b)(iii)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。)、(b)(v)の場合は(b)(vi)で定める対価の額とする。

(b) 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iii) 以下の(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本ロにおいて同じ。))の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本ロにおいて同じ。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられた場合は当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の株式併合のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)が交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当て

を受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (vi) 上記(v)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- (c) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日（終値のない日を除く。）の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社の取締役会が合理的に判断する場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。
- (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (iii) その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行う場合、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各B種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。
- (g) 転換価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理と

なる場合には、当社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。

(3) 取得請求受付場所

大阪市北区同心一丁目8番9号
株式会社千趣会

(4) 取得の効力発生

- ① 普通株式を対価とする取得請求権を行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に、その行使に係るB種優先株式の数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを本項第3号に定める取得請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が本項第3号に定める取得請求受付場所に到達した日に発生する。

17. 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

18. 普通株式の交付方法

当社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力発生後において、当該行使に係るB種優先株主が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

以 上

定款変更の内容

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、180,000,000株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 180,000,000株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u></p> <p><u>普通株式</u> 180,000,000株</p> <p><u>A種優先株式</u> 5株</p> <p><u>B種優先株式</u> 9株</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第9条 当社の<u>普通株式</u>の単元株式数は100株とし、<u>A種優先株式及びB種優先株式の単元株式数は1株とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第2章の2 <u>種類株式</u></p> <p><u>(A種優先株式)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第12条の2 <u>当社の発行するA種優先株式の内容は次のとおりとする。</u></p> <p><u>2. 剰余金の配当</u></p> <p><u>(1) A種優先配当金</u></p> <p><u>当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき本項第(2)号に定める額の配当金（以下、「A種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当（本項第(3)号に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金（本項第(5)号にて定義する。以下、同じ。）を含む。）が既に行われている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。</u></p>

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、1株につき、40,000,000円とする。但し、2018年12月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、30,356,166円とする。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり剰余金の配当（以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係るA種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降、実際に支払われるまで累積する。累積した不足額（以下、「累積未払A種優先配当金」という。）については、A種優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当に先立って、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。

(4) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当社は、毎年6月30日を基準日として剰余金の配当を行う場合、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下、「A種優先中間配当金」という。）を配当する。但し、当該配当に係る基準日を含む事

業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当（累積未払A種優先配当金の配当を除く。）が既に行われている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。

3. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配する場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）及びB種優先株式の登録株式質権者（以下、「B種優先登録株式質権者」という。）と同順位で、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下、本条において「基準価額」という。）を支払う。

（基準価額算式）

1株当たりの残余財産分配価額＝当初払込金額＋累積未払A種優先配当金＋前事業年度未払A種優先配当金＋当事業年度未払A種優先配当金

上記算式における「累積未払A種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下、本条において「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、前項第(3)号に従い計算される額とし、「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下、本項において「前事業年度」という。）に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日まで実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額（但し、累積未払A種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払A種優先配当金」は、A種優先配当金の額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に、当該事業年度に属する日

を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に支払われた配当（累積未払A種優先配当金及び前事業年度に係るA種優先配当金の配当を除く。）がある場合における当該配当の金額を控除した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

6. 金銭対価とする取得請求権

A種優先株主は、当会社に対し、払込期日以降、取得を希望する日（以下、本項において「金銭対価取得請求権取得日」という。）を定めてA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当会社は、この請求がなされた場合には、金銭対価取得請求権取得日における分配可能額を限度として、法令等において可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種優先株式の全部又は一部の取得を行い、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。A種優先株式1株当たりの取得価額は、(i)当初払込金額、(ii)累積未払A種優先配当金、(iii)前事業年度未払A種優先配当金、及び(iv)当事業年度未払A種優先配当金の合計額とする。なお、第3項に定め

る基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、上記の取得価額を計算する。

7. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2021年3月30日以降であって、当社の取締役会が別に定める日（以下、本項において「金銭対価取得条項取得日」という。）が到来した場合、金銭対価取得条項取得日の到来をもって、A種優先株主又はA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令等において可能な範囲で、金銭と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる。
なお、一部取得する場合、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、(i)当初払込金額、(ii)累積未払A種優先配当金、(iii)前事業年度未払A種優先配当金、及び(iv)当事業年度未払A種優先配当金の合計額とする。なお、第3項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、上記の取得価額を計算する。

8. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当社に対し、本項第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、本項第(2)号に定める条件で、普通株式を対価としてA種優先株式を取得することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

払込期日以降

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

①当社は、A種優先株主が普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合、当該A種優先株主の有するA種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して、次に定める条件により当社の普通株式を交付する（以下、当該取得を行う日を本項において「普通株式対価取得請求権取得日」という。）。なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = A種優先株式 1株当たりの取得価額の総額 ÷ 転換価額

「A種優先株式 1株当たりの取得価額」とは、(i)当初払込金額、(ii)累積未払A種優先配当金、(iii)前事業年度未払A種優先配当金、及び(iv)当事業年度未払A種優先配当金の合計額とする。なお、第3項に定める基準価額の計算における「残余財産配分日」を「普通株式対価取得請求権取得日」と読み替えて、上記の取得価額を計算する。

②転換価額

イ当初転換価額

当初転換価額は、547円とする。

ロ転換価額の修正

転換価額は、2018年9月30日及びそれ以降の6ヶ月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「転換価額修正日」という。）において、各転換価額修正日における時価に相当する金額（以下、本条において「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。但し、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下、本条において「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「証券取引所」という。）における当会社の普通株式の普通取引の毎日（終値のない日を除く。）の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする。

ハ転換価額の調整

(a)当社は、A種優先株式の発行後、以下の(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合においては、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調

整式」という。)をもって転換価額を調整する。但し、A種優先株式の過半数に相当する株式を保有するA種優先株主が同意した場合には転換価額を調整しないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \left(\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \right) \div 1 \text{株当たり時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、算定基準日（以下の(b)(i)から(v)までの各事由に係る基準日が定められている場合はその日を指し、基準日が定められていない場合は当該事由に基づく普通株式交付の効力発生が生じる日の1ヶ月前の日を指す。以下、同じ。）における当会社の発行済普通株式数から算定基準日における当会社の有する普通株式数を控除し、さらに、算定基準日時点における発行会社の普通株式以外の株式等（その取得、転換、交換又は行使により普通株式が交付されるものを指すが、A種優先株式は除く。また、当会社の保有するものは除く。）が当該時点で全て取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付により増加する普通株式の数を加えた数とする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、以下の(b)に基づき株主に交付される普通株式数（但し、以下の(b)(v)に関しては、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付に係る普通株式数）とするが、普通株式の株式分割が行われる場合（(b)(i)の場合）には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合（(b)(iv)の場合）には、株式の併合により減少する普通株式数

(効力発生日(当該併合のための基準日がある場合には基準日)における当会社の有する普通株式に關して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下の(b)(i)、(ii)及び(iv)の場合は0円とし、(b)(iii)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。)、(b)(v)の場合は(b)(vi)で定める対価の額とする。

(b)転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i)普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii)普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iii)以下の(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本ハにおいて同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本ハにおいて同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられた場合は当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降これを適用する。但し、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv)普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式併合の効力発生日の翌日

以降これを適用する。但し、当会社の株式併合のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)
調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下、本条において「取得請求権付株式等」という。)が交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(vi) 上記(v)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(c)(i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日(終値のない日を除く。)の終値(気配表示を含む。)の単純平均値(円位未満小

数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社の取締役会が合理的に判断する場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(iii) その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行う場合、当会社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。

(g) 転換価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。

(3) 取得請求受付場所

大阪市北区同心一丁目8番9号

株式会社千趣会

(4) 取得の効力発生

①普通株式を対価とする取得請求権を行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に、その行使に係るA種優先株式の数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを本項第(3)号に定める取得請求受付場所に提出しなければならない。

②普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が本項第(3)号に定める取得請求受付場所に到達した日に発生する。

9. 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

10. 普通株式の交付方法

当社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力発生後において、当該行使に係るA種優先株主が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(B種優先株式)

第12条の3 当社の発行するB種優先株式の内容は次のとおりとする。

2. 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当を行う場合であっても、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当しない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当については当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して行うものとする。

3. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配する場合、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は

(新設)

普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者と同順位で、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、当初払込金額と同額を支払う。B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

6. 金銭対価とする取得請求権

B種優先株主は、当社に対し、払込期日以降、取得を希望する日（以下、本項において「金銭対価取得請求権取得日」という。）を定めてB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、この請求がなされた場合には、金銭対価取得請求権取得日における分配可能額を限度として、法令等において可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株式の全部又は一部の取得を行い、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。但し、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。B種優先株式1株当たりの取得価額は、金銭対価取得請求権取得日が2022年2月28日まで（当日を含む。）であれば、(i) 当初払込金額及び(ii) 当初払込金額に払込期日（当日を含む。）から金銭対価取得請求権取得日（当日を含む。）までの期間に対して年率8%（事業年度ごとの複利計算とし、事業年度ごと1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。）の利率で計算

される金額（円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。）の合計額とし、金銭対価取得請求権取得日が2022年3月1日以降（当日を含む。）であれば、当初払込金額と同額とする。

7. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年3月30日以降であつて、当社の取締役会が別に定める日（以下、本項において「金銭対価取得条項取得日」という。）が到来した場合、金銭対価取得条項取得日の到来をもって、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令等において可能な範囲で、金銭と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。B種優先株式1株当たりの取得価額は、当初払込金額と同額とする。

8. 普通株式を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当社に対し、本項第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、本項第(2)号に定める条件で、普通株式を対価としてB種優先株式を取得することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

払込期日以降

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

①当社は、B種優先株主が普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合、当該B種優先株主の所有するB種優先株式を取得すると引換えに、当該B種優先株主に対して、次に定める条件により当社の普通株式を交付する。なお、B種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = B種優先株式1株当たりの取得価額の総額 ÷ 転換価額

「B種優先株式1株当たりの取得価額」とは、当初払込金額と同額とする。

②転換価額

イ当初転換価額

当初転換価額は、547円とする。

ロ転換価額の調整

(a)当社は、B種優先株式の発行後、以下の(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合においては、次に定める算式(以下、本条において「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。但し、B種優先株式の過半数に相当する株式を保有するB種優先株主が同意した場合には転換価額を調整しないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times (\text{既発行普通株式数} + (\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \div 1 \text{株当たり時価}))}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、算定基準日(以下の(b)(i)から(v)までの各事由に係る基準日が定められている場合はその日を指し、基準日が定められていない場合は当該事由に基づく普通株式交付の効力発生が生じる日の1ヶ月前の日を指す。以下、同じ。)における当社の発行済普通株式数から算定基準日における当社の有する普通株式数を控除し、さらに、算定基準日時点における発行会社の普通株式以外の株式等(その取得、転換、交換又は行使により普通株式が交付されるものを指すが、B種優先株式は除く。また、当社の保有するものは除く。)が当該時点で全て取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付により増加する普通株式の数を加えた数とする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、以下の(b)に基づき株主に交付される普通株式数(但し、以下の(b)(v)に関しては、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全てが当初の条

件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付に係る普通株式数)とするが、普通株式の株式分割が行われる場合 (b) (i) の場合) には、株式分割により増加する普通株式数 (基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。) とし、普通株式の併合が行われる場合 (b) (iv) の場合) には、株式の併合により減少する普通株式数 (効力発生日 (当該併合のための基準日がある場合には、基準日) における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。) を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下の (b) (i)、(ii) 及び (iv) の場合は0円とし、(b) (iii) の場合は当該払込金額 (金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。)、(b) (v) の場合は (b) (vi) で定める対価の額とする。

(b) 転換価額調整式により B 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 普通株式の株式分割をする場合
調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の無償割当てをする場合
調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iii) 以下の (c) (ii) に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合 (当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本ロにおいて同じ。)) の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本ロにおいて同じ。)) その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられた場合は当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降これを適用する。但し、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の株式併合のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下、本条において「取得請求権付株式等」という。）が交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(vi) 上記(v)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日（終値のない日を除く。）の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社の取締役会が合理的に判断する場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(iii) その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行う場合、当会社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各B種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。

(g) 転換価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。

(3) 取得請求受付場所

大阪市北区同心一丁目8番9号

株式会社千趣会

(4) 取得の効力発生

① 普通株式を対価とする取得請求権を行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に、その行使に係るB種優先株式の数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを本項第(3)号に定める取得請求受付場所に提出しなければならない。

② 普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が本項第(3)号に定める取得請求受付場所に到達した日に発生する。

9. 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

10. 普通株式の交付方法

当社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力発生後において、当該行使に係るB種優先株主が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(種類株主総会)

第18条の2当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

2. 当社が、募集株式または募集新株予約権の発行を行う場合には、会社法第199条第4項または同法第238条第4項に基づくA種優先株主及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要し

(新設)

ない。

3. 第 14 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。

4. 第 15 条、第 16 条、第 17 条第 1 項及び第 18 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

5. 第 17 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

以上